

■議案第26号 四万十町保育所条例の一部を改正する条例について

【要旨】

平成27年4月から施行予定の子ども・子育て支援新制度に伴い、子育て支援法の制定、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び児童福祉法の改正により本条例の改正を行うものです。

【主な改正内容】

- ・四万十町立田野々保育所が法改正に伴い、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設に移行されることにより、条例から削除します。
- ・職員の配置について、条例に明記します。
- ・児童福祉法から通常の保育所入所児童に係る保護者負担金の徴収規定が除かれた為、条例で徴収根拠を定めます。

【新旧対照表】

改正後		改正前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
四万十町立東又保育所	四万十町黒石808番地	四万十町立東又保育所	四万十町黒石808番地
四万十町立興津保育所	四万十町興津2520番地1	四万十町立興津保育所	四万十町興津2520番地1
四万十町立見付保育所	四万十町見付970番地6	四万十町立見付保育所	四万十町見付970番地6
四万十町立ひかり保育所	四万十町替坂本41番地5	四万十町立ひかり保育所	四万十町替坂本41番地5
		四万十町立田野々保育所	四万十町大正388番地
四万十町立北ノ川保育所	四万十町大正北ノ川223番地1	四万十町立北ノ川保育所	四万十町大正北ノ川223番地1
四万十町立昭和保育所	四万十町昭和416番地4	四万十町立昭和保育所	四万十町昭和416番地4
四万十町立小鳩保育所	四万十町十川238番地4	四万十町立小鳩保育所	四万十町十川238番地4
(職員)			
第3条 保育所に、所長、主任保育士、保育士、嘱託医、調理師その他必要な職員を置く。			

改正後	改正前
(使用料の納付) 第4条 保育所を使用する児童の保護者は、使用料を町に納付しなければならない。 2 前項の使用料の額は、国が定める保護者負担額又は公定価格のいずれか少ない額を上限として、町長が別に定める。 3 児童が受けた保育支給認定以上に保育所を利用した場合、前項の使用料の額以外に、別に規則で定める額の使用料を納付しなければならない。 (指定管理者) 第5条 (略) 2 (略) (指定管理者が行う業務の範囲) 第6条 (略) (1) (略) (2) (略) (3) (略) (指定管理者が行う管理の基準) 第7条 (略) (委任) 第8条 (略)	(指定管理者) 第3条 (略) 2 (略) (指定管理者が行う業務の範囲) 第4条 (略) (1) (略) (2) (略) (3) (略) (指定管理者が行う管理の基準) 第5条 (略) (委任) 第6条 (略)